

地方競馬全国協会 会報

第 217 号 平成 13 年 5 月

目 次

- 1 . 競馬関係事項
馬主および馬の登録数調べ
- 2 . 通 知
「地方競馬に対する農林水産大臣賞の授与について」の一部改正について
地方競馬場の指定（告示）の一部改正について
- 3 . できごと

1 . 競馬関係事項

馬主および馬の登録数調べ

平成 13 年 4 月分 登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	0	219	2	14			1
馬	605	2264	0		402	11	9

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2 歳	392	109	501	0	501
3 歳	58	0	58	0	58
4 歳	26	0	26	0	26
5 歳	11	1	12	0	12
6 歳以上	8	0	8	0	8
計	495	110	605	0	605

ただし、登録事項の変更及び抹消については4月中に事務処理済みの件数である。

2 . 通 知

「地方競馬に対する農林水産大臣賞の授与について」の一部改正について

【平成 13 年 4 月 4 日付け 12 生畜第 1751 号農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて】

地方競馬における競走馬の資質の向上と競馬の健全な発展に資するため、地方競馬における競走に対し農林水産大臣賞状及び賞牌が授与されているところであるが、この度、地方競馬の一層の発展を図るため、「地方競馬に対する農林水産大臣賞の授与について」(昭和 63 年 10 月 19 日付け 63 畜 B 第 1946 号農林水産省畜産局長通達)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知する。

なお、関係都道府県知事に対しては、別途通知したことを申し添える。

- 別 紙 -

新 旧 対 照 表

新	旧
1 賞状の授与及び賞牌の授与の基準 (1)～(2) (略) (3)(1)及び(2)のほか、地方競馬間における全国的な交流競走、地方競馬における中央競馬との指定交流競走等であって、地方競馬における競走馬の資質の向上と競馬の健全な発展を図る上で重要な意義を有するものとして生産局長が特に認めるもの年7件について賞状を授与し、このうち4件については賞牌を併せて授与する。	1 賞状の授与及び賞牌の授与の基準 (1)～(2) (略) (3)(1)及び(2)のほか、地方競馬間における全国的な交流競走、地方競馬における中央競馬との指定交流競走等であって、地方競馬における競走馬の資質の向上と競馬の健全な発展を図る上で重要な意義を有するものとして生産局長が特に認めるもの年5件について賞状を授与し、このうち3件については賞牌を併せて授与する。
2～7 (略)	2～7 (略)

なお、関係都道府県知事に対しての別途通知の記載は省略した。

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります。

地方競馬場の指定（告示）の一部改正について

【平成 13 年 5 月 1 日付け 13 生畜第 278 号農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて】

平成 13 年農林水産省告示第 600 号をもって競馬法施行令（昭和 23 年政令第 242 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく地方競馬を開催することができる競馬場の所在地が別紙のとおり改正されたので通知する。

- 別 紙 -

（原文縦書）

農林水産省告示第 600 号

競馬法施行令（昭和 23 年政令第 242 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、昭和 29 年 12 月 16 日農林省告示第 832 号（地方競馬を開催することができる競馬場指定）の一部を次のように改正する。

平成 13 年 5 月 1 日

農林水産大臣 武部 勤

浦和競馬場の項中「埼玉県浦和市」を「埼玉県さいたま市」に改める。

（注） 読みやすくするため組み直したものを収録した。

3 . できごと

平成13年4月

4月 4日 第77期騎手課程入所式